

< 無担保住宅ローン > 商品概要説明書

令和4年7月1日現在

1. 商品名	無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 (年金受給者の方、派遣社員・パート等は一定条件を満たされる方も可) ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・当金庫の事業区域内に居住又は勤務されている方、若しくは、当金庫の事業区域内に転居することが確実と見込まれる方
3. お使いみち	申込人本人もしくは家族が、所有・居住することを目的とした不動産の購入(敷地購入を含む)、新築、増改築、リフォームにかかる資金 申込人本人もしくは家族が、所有・居住することを目的とした不動産を取得するために、当金庫以外の金融機関等から借り入れた住宅ローン等の肩代わり資金 申込人またはその親族が所有している空き家の解体費用(事業専用で使用していたものは除く)
4. ご融資金額	2,000万円以内(1万円単位) ※空き家解体費用は500万円以内
5. ご利用期間	3ヶ月以上25年以内
6. ご融資利率(保証料含む)	変動金利のみの取扱いです。 またお取引内容により減免金利がございますので、詳しくは窓口にお尋ねください。
7. ご返済方法	元金均等及び元利均等(元金返済据置期間は6ヶ月以内)の2種類の返済方法があります。 また、ご融資額の50%の範囲内でボーナス併用も選択できます。
8. 保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 但し、一般社団法人しんきん保証基金より保証条件となった場合は必要となります。
9. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱手数料5,500円 ・一部繰上返済、全部繰上返済手数料 11,000円 (一部繰上返済の場合はご返済の都度手数料をいただきます)
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所(北上信用金庫 総務企画部 9時~17時、電話0197-72-7828)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
11. その他	団体信用生命保険にご加入いただくことができます。ただし、1,000万円を超えるお申込みの場合は、団信加入を条件とします。 審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。また、ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。